

第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和４年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

1 業務の名称

第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第 6 1 条に基づく「第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」が令和 7 年 3 月末をもって終了することから、子ども・子育て支援ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果等を基に、現状と課題を整理し、令和 7 年度からの 5 年間を計画期間とする「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」（以下「次期計画」という。）を策定することを目的とする。

3 履行場所

魚沼市 小出島 地内

4 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 1 0 日まで

5 計画策定の留意点

次期計画策定にあたっては、こども大綱を勘案するとともに、関係法令等を遵守し、国・県等の子ども・子育て支援の動向や市の関連計画の動向にも十分留意し、進めるものとする。

また、次期計画は下記①～③の計画を包含するものとし、「第二次魚沼市総合計画」を上位計画として、他の関連する計画との整合を図り、子ども・子育て分野に係る総合的な計画として位置づける。

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条に規定）
- ②市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定）
- ③市町村子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定）

6 業務内容

（１）現状把握

国や県の各種統計や市の関連資料の内容を踏まえ、次期計画策定のために必要な基礎データを収集し、現状把握を行う。

- ①少子化の動向、家族や地域の状況等、基礎統計資料の整理及び分析
- ②市の関連資料に基づく魚沼市の子ども・子育てに係る現状の把握及び分析
- ③第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況・評価の検証と整理

(2) ニーズ調査結果の分析と課題の整理

令和5年度に実施したニーズ調査の結果及び第二期計画の取組の評価等を整理して、子ども・子育て支援に関わる現状を整理し、その内容に基づき課題を抽出すること。

また各サービスの見込量の算出・人口推計等による数値目標を検討する。

(3) 計画策定支援

上記(1)(2)を踏まえ、こども大綱やその他関係法令・指針、先進事例等を勘案し、魚沼市の実情に即した計画の骨子案及び素案を作成する。

- ①現状を踏まえた計画課題の抽出と今後の方向性の検討
- ②計画全体のテーマ（基本理念、基本目標、基本方針）、体系の設定
- ③計画の構成案の提示

(4) 計画書・概要版の原稿作成

作成にあたっては、イラスト及び図表を用いる等、市民にわかりやすい内容とし、白黒印刷でも見やすいよう工夫する。

- ・計画書概要版（A3 版両面フルカラー）

(5) 会議運営支援

魚沼市子ども・子育て会議（5回程度）や庁内会議には必要に応じて出席し、会議資料の作成等の運営支援を行う。

7 業務スケジュール（案）

時 期	内 容
令和6年6月～	・現状の分析と課題の整理 ・情報収集 ・人口推計及び目標量の設定 (調査結果の分析) ・子ども・子育て会議（第1回）
令和6年7月～8月	・計画骨子案の作成 ・子ども・子育て会議（第2回）
令和6年8月～10月	・計画素案の作成 ・子ども・子育て会議（第3回）
令和6年10月～11月	・子ども・子育て会議（第4回）
令和7年1月	・パブリックコメント実施
令和7年2月	・子ども・子育て会議（第5回）
令和7年3月	・計画書データ等納品

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 調査分析報告書、計画書、概要版 各 1 部
- (2) 各種電子データを収めた CD-ROM 等の電子記録媒体 2 枚
電子データは（W o r d、P D F 等）で提出すること。

計画書及び概要版は P D F 形式でも納品すること。

なお、計画書及び概要版の電子データは印刷業者にそのまま渡して印刷可能なデータとすること。

9 成果品の帰属

本業務における成果品及び資料に関する著作権及び所有権はすべて魚沼市に帰属するものとし、発注者の許可なく外に利用、公表または貸与してはならない。

10 その他

- ・受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、及び委託契約条項別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。